

特定非営利活動促進法施行条例（平成10年岡山県条例第36号）の改正を行いました。

※令和3年6月9日施行

（1）認定・特例認定特定非営利活動法人の役員報酬規程・職員給与規程に変更がない場合の書類の提出に関する規定の削除

〔条例改正の内容〕

県では、条例第5条第1項の規定により、役員報酬規程等が既に提出している内容から変更がない場合は、その旨を記載した書類を代替で提出することができる規定を設けていましたが、今回の法改正により、変更がない場合は役員報酬規程等の提出そのものが不要となったため、当該条文を削除しました。

（2）法第10条第3項が新設されたことによる条文の項ズレに対応するもの

〔条例改正の内容〕

縦覧事項の公表を、所轄庁による認証・不認証の決定までの間行うことが、法第10条第3項に新設されました。この改正により、県条例第2条第5項中「法第10条第3項」を「法第10条第4項」に改めました。

新旧対照表

新	旧
<p>（設立の認証申請） 第二条 1～4略 5 法第十条第四項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）に規定する補正することができる軽微な不備は、誤記その他の内容の同一性に影響を与えないもので知事が認めるものとする。 （認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の提出） 第五条 法第五十五条第一項の書類の提出は、毎事業年度初めの三月以内に行うものとする。 2 略</p>	<p>（設立の認証申請） 第二条 1～4略 5 法第十条第三項（法第二十五条第五項及び第三十四条第五項において準用する場合を含む。）に規定する補正することができる軽微な不備は、誤記その他の内容の同一性に影響を与えないもので知事が認めるものとする。 （認定特定非営利活動法人の役員報酬規程等の提出） 第五条 法第五十五条第一項の書類の提出は、毎事業年度初めの三月以内に行うものとする。 <u>この場合において、法第五十四条第二項第二号に掲げる書類については、既に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、当該書類に代えて、その旨を記載した書類を提出することができる。</u> 2 略</p>